



市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

緑が美しい季節を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、本市におきましても徐々に感染が拡大し、収束に向けた先行きが不透明な中、市民の皆さまには大変ご心配をおかけしていることと思ひます。

4月16日には政府より緊急事態措置を実施すべき区域が7都道府県から全都道府県に拡大することが宣言されましたが、感染拡大を防ぐためには、新型コロナウイルス感染症予防について正しい知識を持つて、お一人お一人が意識をもって行動し、積み上げていくことが必要です。

通常の感染症への対応と同じく、こまめな丁寧な手洗い、うがいや咳エチケットの徹底、十分な睡眠とバランスのよい食事で免疫力を高めるとともに、引き続き「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」など3つの密が重なる環境を避けましょう。

また、気候の良い季節であり大型連休を利用した旅行や帰省等のご予定

定もあるかと思ひますが、感染の拡大を防ぐためにも不要不急の外出を自粛くださいますようお願いいたします。

また、感染拡大に伴い、様々な情報やインターネットやSNSなどで発信されていますが、その中には事実と異なる情報や、誹謗中傷などが含まれている場合もあります。市では引き続き迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいりますので、市民の皆さまには、デマや不当な誹謗中傷などに惑わされることなく、お互いの人権を尊重しつつ慎重に行動いただくようお願いいたします。

今後も市民の皆さまが安心して過ごしていただけるよう、国や県とも連携を図りながら市役所一丸となって取り組んでまいります。市民の皆さまにおかれましても個人ができる感染症予防対策の取り組みについてご協力をいたたく中、心を一つに合せて、この難局を乗り越えましょう。

栗東市長

野村昌弘

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関する支援窓口を掲載しましたので、ご活用ください。また、国・県との緊密な情報連携を行い、広報やホームページなどにより皆さまに感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行ってまいります。

最新の情報は随時お知らせしていきますのでご確認ください。

【新型コロナウイルス感染症の相談窓口】

	帰国者・接触者相談センター	一般電話相談
滋賀県業務感染症対策課	☎ 080-2470-8042 (24時間)	☎ 528-3637 (8:30～17:15)
草津保健所	☎ 080-2522-3054 (平日 8:30～17:15)	☎ 562-3526 (平日 8:30～17:15)
相談内容	風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。強いだるさや息苦しさがある。	
	左に該当する症状以外の問い合わせ感染症に関する質問など	

【市役所等の相談窓口】

相談内容	問い合わせ先	相談内容	問い合わせ先
小中学校の学校教育に関する事	学校教育課 ☎ 551-0130	上下水道料金等の支払い猶予に関する事	上下水道課 上下水道管理係 ☎ 551-0135
幼稚園・保育園に関する事	幼児課 ☎ 551-0424	後期高齢者医療保険料の減免・支払い猶予に関する事	保険年金課 高齢者医療係 ☎ 551-0361
		介護保険料の減免・支払い猶予に関する事	長寿福祉課 介護保険係 ☎ 551-0281
児童館・子育て支援センターに関する事	地域子育て支援センター ☎ 551-2370	生活資金にお困りの人への特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金の貸付）に関する事	栗東市社会福祉協議会（なごやかセンター内） ☎ 554-6105
学童保育所に関する事	子育て応援課 ☎ 551-0114		
乳幼児健診・けん診に関する事	健康増進課 ☎ 554-6100	手原駅前市営駐輪場定期代の還付手続きに関する事	交通政策課 交通政策係 ☎ 551-0291
市税全般の徴収猶予・換価の猶予に関する事	税務課 納税推進室 ☎ 551-0107	中小企業・小規模事業者の経営や資金繰りに関する事	商工観光労政課 ☎ 551-0236

マイナンバーカードの申請はお早めに！

こんなに便利！マイナンバーカード
～各種証明書がコンビニで取得できます～

窓口交付より
100円お得！



証明書の種類	コンビニ など	窓口	備考
住民票の写し	250円	350円	本市に住民登録がある本人または同一世帯の人 ※転出や死亡による除票、転出予定者は発行不可。
印鑑登録証明書	250円	350円	本市で印鑑登録している本人分 ※転出予定者は発行不可。
課税（非課税）証明書・所得証明書	250円	350円	賦課期日の1月1日現在本市に住民登録がある本人の最新年度分 ※申告がない人、転出者、転出予定者は発行不可。
戸籍全部事項証明書・戸籍一部事項証明書	350円	450円	本市に住民登録と本籍がある人で本人および同一戸籍の人の分 ※原戸籍、除籍、本市が本籍地でない人は発行不可。
戸籍の附票（本人が在籍する戸籍）	250円	350円	

■利用できる店舗 セブン・イレブン ローソン ファミリーマート ミニストップ
セイコーマート イオン 平和堂ほか

■利用できる時間 6:30～23:00まで（12月29日から翌年1月3日、保守点検日を除く）

■利用に必要なもの マイナンバーカードと利用者証明書用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

※5月2日～6日および5月31日はシステムメンテナンスのためコンビニ交付は休止していますのでご注意ください。

2020年9月より、キャッシュレスでチャージまたは買い物をするときマイナポイント25%がもらえます。

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約の上、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ）で、チャージまたは買い物をした人に対して、最大5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナポイントをもらうには？ 簡単3STEP！

今からマイナンバーカードを取得しておこう！

STEP 1 マイナンバーカードの申請・取得

初回手数料は無料です。
交付申請書をお持ちの人は、以下の方法で申請してください。
市役所窓口でも本人確認書類の提示で、交付申請書を再発行できます。



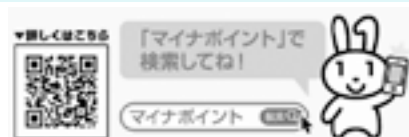
STEP 2 マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）

スマートフォンまたはパソコンとマイナンバーカード取得時に設定した「利用者用電子証明書暗証番号（数字4桁）」が必要です。



STEP 3 マイナポイントの利用イメージ

マイナポイント申込みページで、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申込み。



※ポイントの申込時期が近づくと、カードの申請が混み合い、申請から交付まで通常（1か月）よりも時間がかかることが見込まれますので、早めの申請をお願いします。

問 マイナンバーカードについて…総合窓口課 ☎ 551-0110 FAX 553-0250
マイナポイント制度について…総務課 ☎ 551-0101 FAX 554-1123
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。）

市の国民健康保険制度

令和2年度国民健康保険税

●国民健康保険税の税率
課税限度額の一部が変更になります（税率は令和元年度から据え置きです）。

区分		医療 保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)
所得 割額	課税対象 所得※に対し	6.36%	2.25%	1.56%
均等 割額	被保険者 一人につき	29,600円	10,100円	11,100円
平等 割額	1世帯 につき	22,000円	7,500円	4,700円
課税限度額 (参考：令和元年度)		63万円 (61万円)	19万円 (19万円)	17万円 (16万円)

※課税対象所得：被保険者の前年所得から33万円を控除した額

均等割・平等割の軽減

令和元年中の所得が一定額以下の世帯は、左表のように均等割・平等割が軽減されます。

軽減 区分	基準額（世帯主とその世帯に属する被保険者の所得の合計額）
7割 軽減	33万円以下の世帯
5割 軽減	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下の世帯 (参考：令和元年度) 33万円+(28万円×被保険者数)以下の世帯
2割 軽減	33万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯 (参考：令和元年度) 33万円+(51万円×被保険者数)以下の世帯

非自発的失業者にかかる軽減

倒産や解雇などにより離職をした65歳未満の人は、国民健康税が軽減されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。

対象者：雇用保険の失業給付を受けている人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人
軽減額：前年の給与所得を10分の30として所得割の算定や均等

割・平等割の軽減判定を行います。軽減期間：離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

医療費節約のために

国保加入者の負担を少しでも軽減し、皆さんの健康増進と安定した国保運営が維持できるよう、次のことを心がけましょう。

●健康づくりに努めましょう
日常生活では、運動や適正な食生活を心がけ、健康な生活の維持に努めましょう。

●年1回特定健康診査を受けましょう
40歳以上の被保険者の人を対象に特定健康診査を実施しています（対象者には5月下旬に通知します）。特定健康診査を受けることで、常に自分の健康を管理することにも、もし病気が見つかったときは早期に治療を受け、重症化の回避を心がけましょう。

●歯科検診を受けましょう
歯の病気は多くの疾患に悪影響を及ぼすことが知られており、早期治療が重要です。市では、国民健康保険被保険者のうち30歳、40歳、50歳、60歳の人を対象に、節目歯科検診を実施して

います（対象者には4月下旬に通知しています）ので、この機会にご活用ください。

●かかりつけ医を家族ぐるみで持ちましょう
診療だけでなく、健診結果や家族の病歴などをかかりつけ医と共有することは、救急時や専門医への紹介時において、適切な情報提供につながります。

●緊急性の低い時間外受診はやめましょう
「コンビニ受診」といわれる緊急性の低い時間外の受診は、加算による医療費の増加だけでなく、救急医療を阻害することもあります。適正な受診を心がけてください。

●同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう
医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

●ジェネリック医薬品を活用しましょう
ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同様の有効成分・効能で、新薬より低価格です。診察時などに、医師や薬剤師に相談してください。

■国保は助け合いの制度

国保制度は、被保険者の皆さんが国保税を出し合い、医療が必要なときに助け合う社会保険制度です。失業などで収入が減少して支払いが困難になったときには、1人で悩まず、税務課納税推進室にご相談ください。

【確定申告などに使用される1年間に納付された社会保険料のお知らせの送付時期の変更について】
昨年度までは10月ごろに納付された社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）のお知らせを今年度から1月中旬頃に送付いたしますので、年末調整などで事前に必要な人は税務課市民税係までご連絡ください。

■問

国保制度や資格：
保険年金課 国民健康保険係
☎ 551-18007 FAX 553-02550

国保税の課税：
税務課 市民税係
☎ 551-0106 FAX 551-2010

国保税の納税：
税務課 納税推進室
☎ 551-0107 FAX 551-2010

令和元年度滞納対策取り組み状況

■市税の滞納が及ぼす影響

市税は、福祉や教育などさまざまな市民サービスを行うための大切な財源です。

市税滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすおそれがあります。

■公平公正な納税のために

滞納者の預金や給与等の財産の差押を積極的に行っています。また、滞納している市税をより早期に完納できるよう、きめ細やかな納付相談を行っています。

■問 税務課 納税推進室

☎ 551-0107
FAX 551-2010
✉ zeimu@city.ritto.lg.jp

滞納処分実施件数
(令和2年3月末現在)

差し押さえ対象	件数
不動産 (土地・建物など)	4件
動産(現金など)	1件
債権 (預貯金・給与など)	309件
搜索	3件
合計	317件

※滋賀県にも一部の徴収を依頼しました

旧RDDエンジニアリング最終処分場 二次対策工事の進捗状況

滋賀県が実施している、旧RDD

最終処分場問題解決のための二次対策工事は、今年度末の完了予定です。

この工事は、廃棄物などの掘削除去を行うとともに、底面粘土層の修復と側面地下水帯水層の遮水を行い、浸透水を揚水処理することなどにより、生活環境保全上の支障およびそのおそれを除去するものです。

■工事等の進捗状況

処分場内の掘削、底面・側面遮水工ならびに有害物掘削除去が完了し、今後は選別土による埋戻し、キャッピング工、雨水排水工および選別処理施設の解体を順次実施されます。

■モニタリング調査結果

処分場の浸透水、周辺地下水の水質調査が定期的に実施されており、12月の調査では、前回調査から引き続き、ひ素で3地点、ほう素で1地点の基準超過がありました。

なお、旧栗東町に由来する家庭系ごみに関する影響調査では、前回と同様に3地点とも環境基準を超える有害物質は検出されません

でした。

旧RDD最終処分場問題連絡協議会
二次対策工事後のモニタリング調査計画や当面の敷地管理などについて、話し合われています。

※地下水などの利用にあたっては引き続き十分に留意ください。
■底面遮水工、側面遮水工の施工完了状況



撮影日 2019年11月22日
〈滋賀県最終処分場特別対策室資料引用〉

■問 環境政策課 産業廃棄物対策室
☎ 551-0469 FAX 554-1123
滋賀県 最終処分場特別対策室
☎ 528-3670 FAX 528-4849

栗東市商工振興ビジョン 後半期ロードマップを策定しました

市では、中小企業の振興を通じて豊かで住み続けたいくなるまちを目指し栗東市中小企業振興基本条例を定め、その具現化のために栗東市商工振興ビジョンを策定しています。

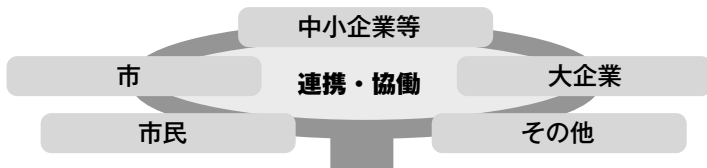
このたび、学識経験者や市内企業の代表者など関係機関の代表者で組織する中小企業振興会

議において、令和2年度から実行する基本事項を定めた「栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ」が完成しました。今後、このロードマップに基づき、さまざまな商工振興策を展開していきます。

☎ 551-0236 FAX 551-0148
商工振興係

図：栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ概要図

中小企業等振興とまちづくりを両輪で進めることではじめて成果が生まれます



後半期ロードマップの具体的な施策

1. 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化
 - (1) 事業機会拡大および持続的発展へ向けた中小企業者等へのサポート強化
 - ・事業継続力強化支援計画の推進 など
 - (2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化
 - ・創業支援等事業計画の推進 など
2. 消費者ニーズの創出
 - (1) 域内調達拡大運動の推進
 - ・域内調達拡大の推進 など
 - (2) 市民の消費ニーズ創出の検討
 - ・魅力ある個店づくりへの情報発信支援 など
3. まちの賑わい創出
 - (1) にぎわい創出と来街者を増やすための取組み
 - ・空き店舗等対策の拡充 など
4. 人材確保と生産性向上
 - (1) 人材確保と生産性向上のための取組み
 - ・市内企業の人材確保支援 など
 - (2) 円滑な事業承継の支援
 - ・関係機関との連携によるサポート体制と相談体制の構築 など

中小企業等をはじめ、市、大企業、市民、その他の団体それぞれが連携・協働し、中小企業・小規模事業者の振興を図る

第六次栗東市総合計画 (R2～R11)

「いつまでも 住み続けたいなる 安心な元気都市 栗東」の実現

※本ロードマップの詳細は、市ホームページの商工振興係からご覧いただけます。

栗東市観光振興ビジョンを策定しました

本市では、第八次栗東市総合計画に定める「いつまでも 住み続けたいなる 安心な元気都市 栗東」を実現するため、観光振興を推進することにより、まちへの誇りや愛着の醸成、地域経済の活性化を目指し、栗東市観光振興ビジョンを策定しました。

このビジョンは、観光事業者、学識経験者、観光関係機関の代表者、観光関係行政機関の職員で構

成される栗東市観光振興会議で議論を重ね、令和2年度から6年度までの5年間の基本方針を定めたものです。

今後、このビジョンに基づき、さまざまな観光振興策を展開していきます。なお、本ビジョンは市ホームページでご覧いただけます。

☎ 551-0236 FAX 551-0148
観光振興係



活用ください「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金」

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて指定区域内における空き店舗等の減少および商環境の向上のため、新規出店者と当該空き店舗などの所有者に予算範囲内で必要経費の一部を補助する制度を創設しています。今年度の募集を開始していますので、ご利用ください。

対象区域：栗東駅周辺地区、手原・安養寺周辺地区

対象者：補助対象指定区域内で新たに店舗出店を考えている人、本市内で既に店舗を営業しており新たに補助対象指定区域内での出店を考えている人など

対象業種：既存の小売業、飲食業、サービス業に、教育・学習支援業、医療・福祉業が追加

問 工商観光労政課 商工振興係
 ☎ 551-0236 FAX 551-0148
 ※詳細は、市ホームページで掲載しています。

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費	新規出店者	10分の2以内	20万円
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	30万円
店舗賃借料	新規出店者	10分の2以内	月額5万円 (最長12か月)
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	月額8万円 (最長12か月)
店舗修繕費	新規出店者が入店する店舗の所有者	10分の2以内	20万円

昨年度の補助金対象事例



おおぼち こぼち
 栗東市穂2-4-15
 ウイングプラザ1階



500のダンス&
 カルチャースタジオ
 栗東市穂2-4-5
 ウイングプラザ2階

※「現在開業している」、「賃貸借契約を締結済み」、「店舗の改装工事を発注済」など市が補助金の交付決定を行う前に事業に着手しているケースは補助対象外となりますのでご注意ください。

カンガルークラブの活動

■カンガルークラブとは

市民によるボランティア団体「栗東市幼児交通安全カンガルークラブ」は、交通安全教室をとおり、幼児や児童への交通安全啓発を行っています。幼児を守るためには、各家庭で幼児が正しい交通ルールを身につけられるように交通安全教育を行うことが大切です。カンガルークラブは親子のふれあいの中で、子どもたちが正しい交通ルールを身につけることができるクラブです。

■カンガルークラブの活動

子どもたちへの交通安全教室や自転車教室をしています。夏まつりやクリスマス会など各回、季節のイベントを盛り込み、楽しみながら交通ルールを学んでいます。

■カンガルークラブの入会案内

市内の未就学児を対象に、交通安全教室を年間8回、市役所やなごやかセンターなどで開催しています。年会費は400円です。交通ルールを楽しく学びませんか。

◎令和2年度 第1回カンガルークラブ交通安全教室

- ・日時：5月17日(日)10時～
- ・場所：市役所

未入会の方は当日、体験もできますので、ぜひ気軽に参加ください。

～会長からのひとこと～
 今後も交通安全教室を通じて、園児・児童に交通安全指導を行っていきます。

新規ボランティアの募集もしています。ボランティア活動に興味のある人は、市役所交通政策課まで連絡ください。



問 交通政策課 交通政策係
 ☎ 551-0291 FAX 552-7000

自宅の耐震性を無料で診断してみませんか？

本市では、木造住宅の耐震化を支援しています。

内容は次のとおりです。

■木造住宅の無料耐震診断および補強案作成について

対象建築物：次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に完成していること
 - ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅用に供されていること
 - ③階数が2以下で、かつ、延べ面積300㎡以下であること
 - ④木造軸組工法のもの（枠組壁工法または丸太組工法でないもの）
- 対象者：市内に在住かつ対象の住宅を所有する人
- 業務の内容：住宅の耐震性を確認するため、耐震診断員を派遣します。診断の結果、耐震性がなると判定された場合は、補強するための補強案および概算費用内訳書を作成します。すべて無料を実施します。

■木造住宅耐震改修事業補助について

耐震性の低い木造住宅の耐震改修工事をされる建物の所有者に、工事費用の一部を補助します。

補助対象事業（対象の建築物、対象者は木造住宅の無料耐震診断と同じ）：

- ①一般診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で、耐震改修工事を行うことにより総合評点が0.7以上になるもの
- ②設計者・工事施工者が、滋賀県の主催する滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会を修了し、講習会修了者名簿に登録されている者であること
- ③工事が令和3年3月末までに完了すること

※申込み手続き・補助条件など、詳細は市ホームページをご覧ください。

問住宅課 建築・施設係

☎ 551-1943 FAX 552-7000

ブロック塀等の撤去工事に対して一部費用を補助します

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする人に対し、補助金を交付します。

■補助の対象者

- ①市内に存するブロック塀等を所有し、当該ブロック塀を撤去する人（市内在住要件は、問いません）
- ②撤去工事が令和3年3月末までに完了する見込みのある人

■補助対象となるブロック塀

- ①個人が所有するブロック塀等であること。（法人は除きます）
- ②撤去するブロック塀等の高さは、60cm以上のものであること
- ③撤去するブロック塀等は道路に面していること
- ④撤去した後のブロック塀等の高さは全て60cm未満であること

■補助金の額等

ブロック塀等の撤去に要する壁面6000円/㎡により算出する額、または撤去費用の2分の1

に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とします。

※申込み手続き・補助の条件などの詳細は市ホームページをご覧ください。

※所有されているブロック塀などについて、今一度安全点検をお願いします。

問住宅課 建築・施設係

☎ 551-1943 FAX 552-7000

栗東あいうえおカルタを寄贈

栗東市ボランティア観光ガイド協会で製作された『栗東あいうえおカルタ』を市内の保育園・幼稚園をはじめ各教育関係部署に寄贈していただきました。

代表の小森鐘二さんは「昔ながらのあそびを知らない子ども達はもちろん、高齢者まで楽しみながら郷土栗東の歴史を学んでいただくとともに、地域との触れ合いに活用していったほしい」と話されていました。

栗東市ボランティア観光ガイド協会は「温故知新」「不易流行」をモットーに、いにしえを今に繋ぐ「郷土栗東の語り部ガイド活動」を行う団体です。



寄贈された「栗東あいうえおカルタ」

お詫びと訂正「2020年度健康づくりカレンダー」

医療機関	高齢者インフルエンザ	高齢者の肺炎球菌感染症	MR1期・2期	日本脳炎1期・2期		ヒトパピローマウイルス感染症		風しん第5期（クーポン）	
				13歳未満	13歳以上	サーバリックス	ガーダシル	抗体検査	予防接種
立石医院	○	○			◎			○	○
樋上循環器科内科医院	◎	○	◎2期のみ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ふれあい診療所（受付は診療時間終了の15分前まで）	◎	◎						○	
栗東はた内科医院	○☆	◎☆来院の上要予約			◎☆来院の上要予約			◎☆来院の上要予約	◎☆来院の上要予約

栗東市健（検）診・予防接種実施医療機関（訂正版）P12～13

医療機関名	子宮頸がん検診	MR1期・2期	ヒトパピローマウイルス感染症	
			サーバリックス	ガーダシル
草津総合病院 南草津健診センター けん診のみ受付時間 12:30～14:00	◎	◎		◎
草津レディースクリニック	◎			
竹岡診療所				

草津市健（検）診・予防接種実施医療機関（訂正版）P14～15

2020年4月1日に各戸配布しました「2020年度健康づくりカレンダー」について、P12～15の健（検）診・予防接種実施医療機関の内容についてお詫びして訂正します。

網掛け部分：訂正部分
○：実施医療機関
◎：予約必要
☆：かかりつけの人のみ

問健康増進課 ☎ 554-6100 FAX 554-6101

にこにこくらぶ「第8回おうみ社会貢献賞」受賞

絵本の読み聞かせ「にこにこくらぶ」が「第8回おうみ社会貢献賞」を受賞されました。この表彰は、協働によるまちづくりへの意識を高めてもらおうと、滋賀県市町村振興協会が毎年行っているものです。

「にこにこくらぶ」は、市内保育園や高齢者施設などで、絵本の読み聞かせや地域の民話をテーマにした紙芝居を行い、0歳児から高齢者まで、楽しい時間を提供されています。今回、5年にわたる地域への貢献と、子どもの読書活動の普及啓発が高く評価されました。「大きな賞をもらって驚いています。5年間続けてきた活動が認められ、とてもうれしく思います。今後の励みにしていきたいです。」と受賞を喜んでおられました。



小規模多機能型居宅介護2施設がオープンします

市では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、計画的に介護保険適用のサービス施設の整備を進めています。

このたび、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所2施設がオープンすることになりました。

小規模多機能型居宅介護とは、通いと訪問、宿泊の3つのサービスを柔軟に組み合わせ、在宅生活を支援するサービスです。

この整備で、日常生活圏域（中学校区）に1施設ずつできることになり、今後は、地域と連携し、地域の拠点として、誰もが役割を持ち、支え合う地域づくりの役割を担う施設として、期待されます。

栗東中学校区：小規模多機能ホーム 志（新設）6月1日オープン
 葉山中学校区：小規模多機能型居宅介護事業所 済生会なでしこ栗東

栗東西中学校区：小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと（新設）5月1日オープン



小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと 小規模多機能ホーム 志

☎ 551-0281
 長寿福祉課 介護保険係

FAX 551-0548

認知症サポーターがいる、やさしいお店（事業所）になりませんか？

■認知症サポーターとは

本市では「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の取り組みの一つとして「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職場で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

■認知症の人にやさしいお店とは

本市の認知症の取り組みに賛同し、認知症のことを理解して、やさしい対応を行っているお店や事業所のことです。

協力店舗・事業所に「認知症の人にやさしい店」ステッカーを見えやすい所に貼りだしてもらい、地域の中での見守りや、来客対応等の中で認知症の人やその疑いのある気になる人がいた時に、相談機関へのつなぎ役になっていただくものです。

■認知症の人にやさしいお店になるには

認知症サポーター養成講座を受講し、「認知症の人にやさしい店」の登録を行います。キャラバンメイト（ボランティア）による劇やクイズを通し認知症について学ぶことができます。

■認知症の人にやさしいお店に認定されると

「認知症にやさしい店」ステッカーをお渡しします。また市のホームページにも認知症の人にやさしいお店・事業所として掲載します。



認知症の人にやさしい店ステッカー

☎ 551-0198
 長寿福祉課 地域支援係

FAX 551-0548